四　逮捕等の年月日
五　提供期間の延長を認める旨又は認めない旨及び延長を認める場合は、延長後の担保金等の提供期限
六　通知をする取締官の氏名及びその者が法第六十条第一項の取締官である旨
七　その他必要な事項

（担保金提供書）

第四条　担保金を提供する者は、主務大臣に対し、次に掲げる事項を記載した担保金提供書を併せて提出しなければならない。この場合においては、保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）第五条第一項又は第二項の保管金提出書を省略することができる。
一　担保金を提供する者の氏名又は名称、住所及び違反者との関係
二　事件に係る船舶の名称
三　違反者の氏名
四　逮捕等の年月日
五　提供する担保金の額
六　担保金の提供の年月日
七　その他必要な事項

（保証書）

第五条　保証書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　担保金の提供を保証する者の氏名又は名称、住所及び担保金を提供する者との関係
二　事件に係る船舶の名称
三　違反者の氏名
四　逮捕等の年月日
五　提供される担保金の額
六　担保金を提供する者の氏名又は名称、住所及び違反者との関係
七　第五号の額の担保金が自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）第九条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供されることを保証する旨
八　保証書の提供の年月日
九　その他必要な事項

（出頭期日等の変更の申出）

第六条　法第六十二条第二項ただし書の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
一　申出を行う者の氏名又は名称及び住所
二　事件に係る船舶の名称
三　逮捕等の年月日
四　違反者が出頭する年月日又は押収物を提出する年月日
五　前号の日に出頭する違反者の氏名又は提出する押収物
六　その他必要な事項

附　則

この命令は、自然環境保全法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第六十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第三十八条第三項及び第八十八条第一項の規定に基づき、クレーン等安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

クレーン等安全規則の一部を改正する省令

クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（設置届）	（設置届）
第百四十条　（略）	**第百四十条**　（略）
2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のエレベーターについて前項の規定による届出をしようとする者は、エレベーター設置届に同条第一項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書のうちエレベーターに関する部分の写し及び同法第六条第四項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のエレベーターについて前項の規定による届出をしようとする者は、エレベーター設置届に同法第六条第一項（同法第八十七条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書のうちエレベーターに関する部分の写し及び同法第六条第四項の規定による確認済証の写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
（落成検査）	（落成検査）
第百四十一条　（略）	**第百四十一条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　前条第二項のエレベーターについて同条第一項の届出を行つた者（認定を受けたことにより同項の届出をしていない者を含む。）は、建築基準法第七条第五項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	5　前条第二項のエレベーターについて同条第一項の届出を行つた者（認定を受けたことにより同項の届出をしていない者を含む。）は、建築基準法第七条第五項（同法第八十七条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
（荷重試験）	（荷重試験）
第百四十六条　事業者は、令第十三条第三項第十七号のエレベーターを設置したときは、当該エレベーターについて、第百四十一条第三項の荷重試験を行わなければならない。ただし、建築基準法第七条第四項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定により検査が行われるエレベーターについては、この限りでない。	**第百四十六条**　事業者は、令第十三条第三項第十七号のエレベーターを設置したときは、当該エレベーターについて、第百四十一条第三項の荷重試験を行わなければならない。ただし、建築基準法第七条第二項の規定により検査が行われるエレベーターについては、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。